

はじめに

1 計画策定の背景

近年、人口減少や高齢化など、様々な問題で社会情勢が大きく変化している中で、全国的に空き家の増加が問題となっています。空き家の増加傾向は今後も続くことが想定されることから、空き家の倒壊などの保安上の危険に加え、防災、防犯、衛生、景観などへの影響が懸念されています。

空き家は個人の財産であり、所有者又は管理者が責任を持って適切に管理すべきものですが、様々な事情により居住の用に供されなくなった住宅などのうち、特に放置されて管理が不十分な空き家については、地域における生活環境に悪影響を及ぼすこととなっており、安全に安心して暮らすことのできる生活環境を確保するためにも、この空き家問題に対処していく必要があります。

このような中、国においては、管理が不十分な空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑みて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」といいます。）が平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の一部施行、同年5月26日に特定空家等に対する措置等の施行により完全施行されました。

本市におきましても、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進し、安全安心なまちづくりを推進するために、この「空家等対策計画」を策定し、総合的かつ計画的に実施することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、空家法第6条第1項に規定する、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成27年2月に国から示された基本指針に即した計画とします。

また、「新居浜市長期総合計画」や「新居浜市都市計画マスタープラン」などの長期計画の住宅施策の方針に沿って、空家等対策を実施するものとします。

新居浜市空家等対策計画の位置付け

